

## 改正個人情報保護法の施行に伴う 福岡県後期高齢者医療広域連合の各種例規整備について

### 1. 例規整備の基本的な考え方

- ◆ 令和3年5月19日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、個人情報保護法が改正され、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法を統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても改正後の個人情報保護法（以下「改正法」という。）が適用されることとなった。（地方公共団体への適用に関する部分の改正法の施行は令和5年4月1日。）
- ◆ 改正法が施行される令和5年4月1日以降は、広域連合における個人情報の取扱いについては、改正法の規定により運用していくことになり、その規定解釈などの運用については国の個人情報保護委員会が一元的に行うことになる。
- ◆ 改正法の施行に伴い、改正法と重複する規定を条例で定めることは許容されないことから、改正法と定めている内容がほとんど重複している現行の個人情報保護条例（以下「現行条例」という。）については廃止し、新たに改正法が条例での規定を義務付けている事項やその施行に必要な事項等を定める個人情報保護法施行条例（以下「新条例」という。）を制定する。  
併せて、現行の個人情報保護条例施行規則（以下「現行規則」という。）についても廃止し、新たに改正法や新条例等の施行に必要な事項を定める個人情報保護法等施行細則※（以下「新規則」という。）を制定する。  
（※国でも個人情報保護法施行規則が制定されており、その規則との混同を避けるため広域連合における規則の題名は細則と表記するもの。福岡県の制定する規則も同様に細則と表記している。）
- ◆ また、上記以外の例規においても、改正法の施行に伴い引用する条文の変更や定義・文言等の整理が必要なものについて一部改正を行い、更に、改正法ではその規定範囲に地方議会が含まれないため、広域連合議会における個人情報の保護を規定する新たな条例を制定する。

制定・改廃する例規は次のとおり。

区分	名称	主な内容
新規制定	個人情報保護法施行条例	手数料等を規定
廃止	個人情報保護条例	—
新規制定	個人情報保護法等施行細則	各種申請様式等を規定
廃止	個人情報保護条例施行規則	—
一部改正	情報公開条例	文言等の整理
一部改正	情報公開条例施行規則	文言等の整理
一部改正	情報公開・個人情報保護審査会条例	所掌事務や文言等の整理
新規制定	議会の個人情報の保護に関する条例	改正法と同一の規定を制定

※例規名称の「福岡県後期高齢者医療広域連合」の部分は省略

## 2. 各例規の制定・改正の概要

### (1) **新規制定** 個人情報保護法施行条例

#### 【概要】

新条例は、改正法が条例での規定を義務付けている事項やその他施行に必要な事項等について規定する。その規定する事項について、次のとおり検討・整理した。

#### 【新条例に規定する事項の考え方】

- ※ 各事項について、以下のとおり表示
- ・ 改正法により規定が義務付けられているもの・・・◎
  - ・ 改正法により任意に規定できるもの・・・・・・△
  - ・ 上記以外・・・・・・■

項目	新条例での規定化	考え方
■趣旨	規定する (第1条)	新条例の制定の趣旨を明確にするため、改正法の施行に関し必要な事項を定める旨を規定する。
■定義	規定する (第2条)	改正法第2条第11項第2号に定める「地方公共団体の機関」について、広域連合におけるその対象を明確にする旨及び、新条例で使用される用語の定義については、改正法及び改正法施行令で使用する用語の例による旨を規定する。
△条例要配慮個人情報の内容	規定しない	改正法第60条第5項に規定する条例要配慮個人情報については、改正法に規定する要配慮個人情報以外に、「地域の特性その他の事情」に応じて、その取扱いに特に配慮を要する個人情報として、当該情報に含まれる記述等を条例で規定できるというものだが（任意規定）、本広域連合が保有する個人情報には、要配慮個人情報以外の「地域の特性その他の事情」に応じて特に配慮を要する事項は想定し難いことから、新条例では規定しない。
△個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項	規定しない	改正法第75条第5項に規定する個人情報取扱事務登録簿については、改正法に規定する個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿（個人情報を取扱う事務単位で作成された帳簿等。いわゆる事務登録簿等）を作成し、公表することを条例で規定できるというものだが（任意規定）、本広域連合では、保有する個人情報が後期高齢者医療制度に係る個人情報に限定されており、個人情報ファイル簿のみで十分機能することから、新条例では規定しない。

項 目	新条例での 規定化	考え方
△開示等請求における不開示情報の範囲	規定しない	<p>改正法第 78 条第 2 項に規定する情報公開条例の規定との整合性の確保については、情報公開条例に掲げる開示情報及び不開示情報との整合を図るといものだが（任意規定）、情報公開条例に掲げる開示情報、不開示情報のうち、改正法に規定されていない次に掲げる情報については、改正法との整合を図る必要がないことから、新条例では規定しない。</p> <p>《情報公開条例のみに規定している開示情報》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公表を目的として作成し、又は取得した情報</li> <li>・広域連合が行う事務事業であって予算執行を伴うものに係る情報のうち、開示することが公益上必要なものとして、実施機関があらかじめ第 19 条に規定する福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いた上で定め、公示した基準に該当するもの</li> </ul> <p>《情報公開条例のみに規定している不開示情報》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令等の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する国等の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報</li> <li>・議会の議員個人に関する情報。ただし、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報を除く。</li> </ul>
△開示等の手続に関する規定	規定する (第 3 条) (第 4 条)	<p>改正法第 108 条に規定する開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続については、法の規定に反しない限り条例で必要な規定を定めることができるとされている（任意規定）。</p> <p>上記規定に基づき、次の事項を今回制定する保護条例で規定する。</p> <p>①「開示決定等の期限」</p> <p>改正法第 83 条に規定する開示決定等の期限については、その期限を 30 日以内と定められいるところ、現行条例及び情報公開条例との整合性を図るため、新条例において 15 日以内と定め、その期限を短縮する。</p> <p>②「期限の特例」</p> <p>改正法第 84 条に規定する期限の特例については、その期限を 60 日以内と定められいるところ、現行条例及び情報公開条例との整合性を図るため、新条例において 30 日以内と定め、その期限を短縮する。</p>

項 目	新条例での 規定化	考え方
◎開示請求に係る手数料	規定する (第5条)	<p>改正法第 89 条第 2 項に規定する開示請求に係る手数料の額については、条例への規定を義務付けている義務規定であり、有料、無料に関わらず定める必要があるため、新条例において規定する。</p> <p>なお、現行条例及び情報公開条例では、手数料について定めておらず、写しの交付に係る費用負担についてのみ定めている。</p> <p>よって、新条例においては、手数料の額は無料と規定し、別途、写しの交付に係る費用負担について規定する。</p>
◎行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料	規定しない	<p>改正法第 119 条第 3 項及び第 4 項に規定する行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料については、義務規定ではあるが、当面、同加工情報の利用提案募集の義務付けが都道府県及び指定都市に限定されている一方で、当広域連合では提案募集の予定はなく、同加工情報の利用も想定していないことから、新条例では規定しない。</p> <p>※行政機関等匿名加工情報とは、特定の個人を識別することができず、加工元の個人情報を復元することができないように加工された個人に関する情報であり、本人か一切わからない程度まで加工されたもの。(個人情報に該当しない)</p>
△審議会への諮問	規定しない	<p>改正法第 129 条に規定する審議会への諮問については、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが「特に必要である」場合に限り、条例で定めるところにより審議会その他の合議制の機関に諮問することができるものとされたものだが(任意規定)、「特に必要な場合」とは、個人情報保護制度の運用やその在り方について専門的知見を有する者の意見を踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合が想定されている。</p> <p>一方、地方公共団体における個人情報保護制度の全国的な共通ルールを規定している改正法の一元的な解釈権限は保護委員会が有しており、個別事案について地方公共団体は、改正法第 166 条の規定に基づき専門性を有する保護委員会に助言を求めることができる。</p> <p>以上から、個人情報保護制度の運用等について、審査会への諮問することについて、新条例では規定しない。</p> <p>※審査請求に係る審査会への諮問については、改正法第 105 条において規定されている。</p>

項目	新条例での規定化	考え方
■ 施行の状況の公表	規定する (第6条)	現行条例及び情報公開条例において、運用状況の公表に関する規程を設けており、情報公開条例との整合性を確保するため、新条例でも規定する。 なお、改正法では保護委員会による施行状況の公表が規定されているが、地方公共団体の自発的公表は妨げられないとの見解が示されている。
■ 委任	規定する (第7条)	現行条例と同様に、新条例の施行に関し必要な事項を、規則で定める旨規定する。

#### 【制定条文】

- ・ 条文案・・・別紙1のとおり
- ・ 逐条・・・別紙2のとおり

### (2) **新規制定** 個人情報保護法等施行細則

#### 【概要】

新規則は、改正法や条例等の施行に必要な事項について規定するものである。

なお、その主な規定事項は次のとおりである。

- ・ 電磁的記録の開示方法
- ・ 写しの交付に要する費用
- ・ 開示請求などの各種申請行為に係る請求書等の「様式」…（規則に定める内容の大部分を占める。）

#### 【制定条文】

- ・ 条文案・・・別紙3のとおり
- ・ 逐条・・・別紙4のとおり

### (3) **一部改正** 情報公開条例

#### 【概要】

情報公開については、その事務処理等における規定内容の多くが個人情報保護の関係法令と類似するため、改正法や関係例規等との整合性を確保するため、文言整理等

の所要の改正を行うもの。

### 【改正の内容】

#### (1) 運用状況の公表（第14条）

改正法及び関係例規の文言に合わせ、見出しの「運用状況」を「施行状況」に、条文中の「運用の状況」を「施行の状況」に、「しなければならない」を「するものとする」に改める。

### 【新旧対照表】

福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開条例・新旧対照表

改正案	現行
第1条～第26条（略） （ <u>施行状況</u> の公表）	第1条～第26条（同左） （ <u>運用状況</u> の公表）
第27条 広域連合長は、毎年1回、この条例の <u>施行</u> の状況について公表するものとする。	第27条 広域連合長は、毎年1回、この条例の <u>運用</u> の状況について公表 <u>しなければなら</u> ない。
第28条（略）	第28条（同左）

#### (4) **一部改正** 情報公開条例施行規則

### 【概要】

情報公開については、その事務処理等における規定内容の多くが個人情報保護の関係法令と類似するため、改正法や関係例規等との整合性を確保するため、文言整理等の所要の改正を行うもの。

### 【改正の内容】

#### (1) 電磁的記録の開示方法（第9条）

「録音テープ又は録音ディスク」や「ビデオテープ又はビデオディスク」などの古い規格の記録媒体について、その再生等に支障がある場合、CD-R、DVD-Rに複写し、開示できる旨をただし書きとして追加する。

工業標準化法が産業標準化法に改正されているため、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

複写先の記録媒体を「フロッピーディスク、CD-R」から「CD-R、DVD-R」に改める。

#### (2) 運用状況の公表（第14条）

改正法及び関係例規の文言に合わせ、見出しの「運用状況」を「施行状況」に、条

文中の「運用の状況」を「施行の状況」に改める。

(3) 別表第1及び別表第

備考にある「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

【新旧対照表】

福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則・新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第8条 (略)</p> <p>(電磁的記録の開示方法)</p> <p>第9条 条例第16条第2項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、該当各号の定める方法とする。<u>ただし、第1号及び第2号に掲げる電磁的記録について、該当各号に定める方法による再生又は複写に支障がある場合で、CD-R、DVD-Rその他電磁的記録媒体に容易に複写できるときは、当該電磁的記録媒体に複写したものを第3号に定める方法により開示することができる。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に該当するものを除くその他の電磁的記録 次に掲げる方法であつて、広域連合長がその保有するプログラム(電子計算機に対する指令であつて、1の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。)により行うことができるもの</p> <p>ア 当該電磁的記録を<u>日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧</u></p> <p>イ 当該電磁的記録を<u>日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙に出力したものの交付</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 当該電磁的記録を<u>CD-R、DVD-Rその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付(当該複写したものの交付を容易に行うことができるときに限</u></p>	<p>第1条～第8条 (同左)</p> <p>(電磁的記録の開示方法)</p> <p>第9条 条例第16条第2項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、該当各号の定める方法とする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>ア 当該電磁的記録を<u>日本工業規格A列3番以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧</u></p> <p>イ 当該電磁的記録を<u>日本工業規格A列3番以下の大きさの用紙に出力したものの交付</u></p> <p>ウ (同左)</p> <p>エ 当該電磁的記録を<u>フロッピーディスク、CD-Rその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付(当該複写したものの交付を容易に行うことができる</u></p>

<p>る。)</p> <p>第10条～第13条 (略)</p> <p>(<u>施行状況</u>の公表)</p> <p>第14条 条例第27条の規定による<u>施行</u>の状況の公表は、広域連合長において適当と認める方法により行う。</p> <p>第15条 (略)</p> <p>別表第1 (第11条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>交付する写し</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1の項、2の項又は5の項の1においては、<u>日本産業規格</u>A列3番以下の大きさの用紙を用いる。両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として算定する。</p> <p>別表第2 (第11条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>交付する写し</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 <u>日本産業規格</u>A列3番以下の大きさの用紙を用いる。両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として算定する。</p>	区分	交付する写し	金額	(略)			区分	交付する写し	金額	(略)			<p>ときに限る。)</p> <p>第10条～第13条 (同左)</p> <p>(<u>運用状況</u>の公表)</p> <p>第14条 条例第27条の規定による<u>運用</u>の状況の公表は、広域連合長において適当と認める方法により行う。</p> <p>第15条 (同左)</p> <p>別表第1 (第11条関係)</p> <p>(同左)</p> <p>備考 1の項、2の項又は5の項の1においては、<u>日本工業規格</u>A列3番以下の大きさの用紙を用いる。両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として算定する。</p> <p>別表第2 (第11条関係)</p> <p>(同左)</p> <p>備考 <u>日本工業規格</u>A列3番以下の大きさの用紙を用いる。両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として算定する。</p>
区分	交付する写し	金額											
(略)													
区分	交付する写し	金額											
(略)													

(5) **一部改正** 情報公開・個人情報保護審査会条例

**【概要】**

情報公開・個人情報保護審査会について、個人情報保護の根拠規定が現行の個人情報保護条例から改正法に変わることに伴い、改正法や関係例規等との整合性を確保するため、文言整理等の所要の改正を行うもの。

**【改正の内容】**

(1) 設置 (第1条)

改正法の施行に伴い変更個人情報保護制度の根拠として引用する法令を「現行条例」から「改正法」に改めるほか、議会からの諮問に応じる旨を追加する。

また、個人情報保護制度の根本的な運営等の判断は国の保護委員会が担うことになるので、この審査会の設置の意義に「広域連合における」という文言を追加し、条例

の範囲を限定する。

## (2) 定義 (第2条)

実施機関の定義が、情報公開条例と改正法では異なり一律に定義できない(改正法では実施機関から議会が除かれる。)ため、実施機関の定義を削除する。なお、実施機関については、第3条の規定中において、それぞれ別々に定義する。

改正法での定義に合わせ、「個人情報」を「保有個人情報」に、引用する条文を現行条例から改正法に改める。

## (3) 所掌事務 (第3条)

第1項及び第2項において、情報公開及び個人情報保護に係る実施機関について、それぞれ定義するとともに、文言を整理する。

第3号において、個人情報保護に係る部分は国の保護委員会の所掌事務となるため削除する。

第4号を第6号に改める。

第5号において、マイナンバーに関する評価書について引用する条文を改め、併せて文言を整理する。また、第5条を第7号に改める。

第3号の次に、議会からの諮問に係る所掌事務に関する規定を新たに2号追加する。

《所掌事務の一覧》

新	現行	現行の所掌事務からの変更点
(1) 情報公開条例に係る審査請求に関する事 こと	(1) 同左	変更なし
(2) 個人情報保護法に係る審査請求に関する事 こと	(2) 個人情報保護条例に係る審査請求に関する事 こと	変更なし
(3) 情報公開条例に規定する事項の処理に関する事 こと	(3) 情報公開条例及び個人情報保護条例に規定する事項の処理に関する事 こと	個人情報保護条例に係る部分を削除(個人情報保護法における同一の規定に関する事項は国の保護委員会が担うこととなる)
(4) 議会の個人情報保護条例に係る審査請求に関する事 こと		変更なし (改正法の適用範囲から議会が除かれるため、議会の個人情報保護条例を新設する。それに伴い議会に係る所掌事務の項目を追加するもの)
(5) 議会の個人情報保護条例の運営等に関する事 こと		
(6) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する事 こと	(4) 同左	変更なし
(7) マイナンバー評価書に関する事項	(5) 同左	変更なし

## (4) 審査会の調査の権限 (第8条)

諮問する実施機関に係る定義を追加するとともに、「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

## (5) 費用の負担 (第9条)

写しの交付に要する費用負担について、情報公開条例及び現行条例の例によるとしてい

たが、現行条例を廃止することから、現行条例からの引用部分を削除する。（両条例で全く同一の費用負担について規定しているため、一方を削除しても実務上の問題は生じない。）

(6) 罰則規定の引用条文にズレがあったため改める。

### 【新旧対照表】

#### 福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例・新旧対照表

改正案	現行
<p>(設置) 第1条 <u>福岡県後期高齢者医療広域連合</u>（以下「<u>広域連合</u>」という。）における<u>福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開条例</u>（平成19年条例第19号。以下「<u>情報公開条例</u>」という。）に基づく情報公開制度及び<u>個人情報の保護に関する法律</u>（平成15年法律第57号。以下「<u>法</u>」という。）に基づく個人情報保護制度の公平かつ適正な運営を推進し、並びに<u>広域連合議会からの諮問に応じるため</u>、<u>福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会</u>（以下「<u>審査会</u>」という。）を設置する。</p> <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(削除)</p> <p>(1) 公文書 <u>情報公開条例第2条第2号に規定する公文書</u>をいう。 (2) 保有個人情報 <u>法第60条第1項に規定する保有個人情報</u>をいう。 (所掌事務) 第3条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>情報公開条例第19条の規定による実施機関</u>（<u>情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関</u>をいう。以下第6号において同じ。）からの諮問に応じ<u>審査請求について調査審議し、答申すること</u>。 (2) <u>法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による実施機関</u>（<u>福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例</u>（令和5年条例第号。以下「<u>個人情報保護法施行条例</u>」という。）第2条第1項に規定する実施機関をいう。）からの諮問に応じ<u>審査請求について調査審議し、答申すること</u>。</p>	<p>(設置) 第1条 <u>福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開条例</u>（平成19年条例第19号。以下「<u>情報公開条例</u>」という。）に基づく情報公開制度及び<u>福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例</u>（平成19年条例第20号。以下「<u>個人情報保護条例</u>」という。）に基づく個人情報保護制度の公平かつ適正な運営を推進するため、<u>福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会</u>（以下「<u>審査会</u>」という。）を設置する。</p> <p>(定義) 第2条 (同左)</p> <p>(1) <u>実施機関</u> <u>情報公開条例第2条第1号及び個人情報保護条例第2条第1号に規定する実施機関</u>をいう。 (2) (同左) (3) <u>個人情報</u> <u>個人情報保護条例第2条第2号に規定する個人情報</u>をいう。 (所掌事務) 第3条 (同左)</p> <p>(1) <u>情報公開条例第19条に規定する審査請求に関して実施機関の諮問</u>に応じ<u>て調査審議し、答申すること</u>。 (2) <u>個人情報保護条例第40条に規定する審査請求に関して実施機関の諮問</u>に応じ<u>て調査審議し、答申すること</u>。</p>

<p>(3) <u>第1号</u>に掲げるもののほか、情報公開条例第7条第1項第1号才及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>(4) <u>議会個人情報保護条例第45条第1項の規定による議長からの諮問に応じ審査請求について調査審議し、答申すること。</u></p> <p>(5) <u>議会個人情報保護条例第50条の規定による議長からの諮問に対し、意見を述べること。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第27条第1項に規定する<u>特定個人情報保護評価に関する事項について意見を述べること。</u></p> <p>第4条～第7条 (略) (審査会の調査の権限)</p> <p>第8条 審査会は、必要があると認めるときは、審査請求に係る事件について諮問した実施機関(第3条第1項に規定する実施機関又は同条第2項に規定する実施機関をいう。以下「諮問実施機関」という。)に対し、審査請求のあった決定に係る公文書又は<u>保有個人情報の提示を求め</u>ることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は<u>保有個人情報の開示を求め</u>ることができない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求のあった決定に係る公文書又は<u>保有個人情報の内容を審査会に提出するよう求め</u>ることができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>第9条～第11条 (略) (費用の負担)</p> <p>第12条 前条の規定により写しの交付を受けるものは、情報公開条例第18条の規定の例により、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</p> <p>第13条～第15条 (略) (罰則)</p> <p>第16条 <u>第5条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</u></p>	<p>(3) <u>前2号</u>に掲げるもののほか、情報公開条例第7条第1項第1号才及び第22条第2項並びに<u>個人情報保護条例第4条第2項第7号、同条第4項及び第8条第2号</u>の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第28条第1項に規定する<u>評価書に関する</u>こと。</p> <p>第4条～第7条 (同左) (審査会の調査の権限)</p> <p>第8条 審査会は、必要があると認めるときは、審査請求に係る事件について諮問した実施機関(以下「諮問実施機関」という。)に対し、審査請求のあった決定に係る公文書又は<u>個人情報の提示を求め</u>ることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は<u>個人情報の開示を求め</u>ることができない。</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求のあった決定に係る公文書又は<u>個人情報の内容を審査会に提出するよう求め</u>ることができる。</p> <p>4 (同左)</p> <p>第9条～第11条 (同左) (費用の負担)</p> <p>第12条 前条の規定により写しの交付を受けるものは、情報公開条例第18条又は<u>個人情報保護条例第25条</u>の規定の例により、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</p> <p>第13条～第15条 (同左) (罰則)</p> <p>第16条 <u>第5条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</u></p>
--	--

## (6) **新規制定** 議会の個人情報の保護に関する条例

### 【概要】

令和5年4月1日に全面施行される改正法では、その規律対象から地方公共団体の議会は除外されている。これは、改正法の検討段階で、地方公共団体の議会については、国会や裁判所が法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合を図るため、地方公共団体の機関から除外されたものである。

これまで、議会における個人情報については、現行条例において他の執行機関とともに保護していたが、改正法の施行に伴い同条例を廃止するため、今後、議会における個人情報を保護する規定がないこととなる。

一方で、改正法の一部条項には地方公共団体の議会が含まれており、その条文中「個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。」（第5条）や「保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。」（第12条）とうたわれており、暗に議会における自律的な措置を講じることを求められているものと解される。

このことから、議会における個人情報の保護を確保するため、新たに「議会の個人情報の保護に関する条例」を制定する。

なお、規定する条文は、全国市議会議長会が作成（※全国都道府県議会議長会、全国町村議会議長会と共同で個人情報保護委員会及び総務省の助言、協力を得て作成）した条例（例）に基づいて作成しており、その内容は改正法と同様の規定を定めるものである。

### 【制定条文】

・条文案・・・別紙5のとおり

## 3. 死者情報の取扱いについて

死者情報の取扱いについては、令和4年3月3日開催の当審査会において、死者情報の開示等の事務手続きに関して独自の条例を制定する必要があると説明していたが、その後、当該条例化について調査・検討を重ねた結果、全国的に見て条例化する自治体はほとんどなく（福岡県内でも条例化を予定している自治体はない。）、死者情報の開示等の手続きに関しては、要綱や取扱い基準などによって運用していく自治体が大部分であるため、当広域連合における死者情報の開示等の手続きにおいても、新たに要綱を制定し、運用することとしたい。

なお、当該要綱については、改正法の施行までにその案を整理・作成し当審査会へ諮ることとする。

(案)

## 福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、福岡県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）における個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において法第2条第11項第2号に定める地方公共団体の機関とは、広域連合長、選挙管理委員会及び監査委員（以下「実施機関」という。）をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

(開示決定等の期限)

第3条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第4条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から30日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求に係る手数料等)

第5条 法第89条第2項の規定による手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項に規定する写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。ただし、広域連合長は、特別の理由があると認めるときはその費用を徴収しないことができる。

(施行状況の公表)

第6条 広域連合長は、毎年1回、広域連合における法の施行の状況について公表する

ものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(旧条例の廃止)

2 福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例(平成19年条例第20号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 次に掲げる者に係る旧条例第6条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前項の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

4 この条例の施行の日前に旧条例第12条第1項若しくは第2項、第26条第1項若しくは第2項又は第34条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報(以下「旧保有個人情報」という。)の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

5 第3項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6号アに規定する個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

6 第3項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

7 第2項の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

## 福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例

## (趣旨)

第1条 この条例は、福岡県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）における個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## &lt;解説&gt;

保護委員会が示す条文例を参考に、本条例の目的、定める事項の根拠となる法律を明確にするもの。

## 《保護委員会の条文例》

## (趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この条例において法第2条第11項第2号に定める地方公共団体の機関とは、広域連合長、選挙管理委員会及び監査委員（以下「実施機関」という。）をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

## &lt;解説&gt;

この条例における改正法第2条第11項第2号に定める「地方公共団体の機関」を明確にするための、その範囲を現行条例と同様とするため広域連合長、選挙管理委員会及び監査委員（改正法の規定により議会は除かれている。）と定義し、同条以降は「実施機関」と称する旨を定めるもの。

また、条例で使用する用語の定義について、保護委員会が示す条文例と同様の規定を定めるもの。

## ◆改正個人情報保護法（抜粋）

## (定義)

第二条 1～10 (略)

11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。

一 行政機関

二 地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第三章及び第六十九条第二項第三号を除き、以下同じ。）

三、四 (略)

◆福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 実施機関 広域連合長、議会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。

《保護委員会の条文例》

（用語）

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

（開示決定等の期限）

第3条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第4条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から30日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1） この条の規定を適用する旨及びその理由

（2） 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

<解説>

改正法第108条で条例との関係が定められており、「地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手續並びに審査請求の手續に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。」と規定されている。

「開示決定等の期限」及び「開示決定等の期限の特例」に係るそれぞれの期限について

は、改正法第 83 条及び第 84 条において、開示決定等の期限は「30 日以内」、期限の特例は「60 日以内」と定められているが、現行条例ではそれぞれ「15 日以内」、「30 日以内」と規定しており、個人情報保護に係る手続規定が改正法に移行されることをもって、その手続き期限が現行より長くなることは住民サービスの面からも適切でないと考ええる。

また、現行条例と同様の規定を設けている情報公開条例においても、それぞれの期限は現行条例と同じ期限で規定しているため、新条例と情報公開条例の整合性を図るため、改正法第 108 条の規定に基づき「開示決定等の期限」及び「開示決定等の期限の特例」に係るそれぞれの期限について、それぞれ「15 日以内」、「30 日以内」と規定するもの。

◆改正個人情報保護法（抜粋）

（開示決定等の期限）

第八十三条 開示決定等は、開示請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第八十四条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

第五款 条例との関係

第百八条 この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

◆福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（抜粋）

（開示決定等の期限）

第 19 条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日

から15日以内にしなければならない。ただし、第13条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第20条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があつた日から30日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行えば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

#### ◆福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開条例(抜粋)

(開示決定等の期限)

第12条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があつた日から15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第13条 開示請求に係る公文書著しく大量であるため、開示請求があつた日から30日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等を行えば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について開示決定等を行う期限

(開示請求に係る手数料等)

第5条 法第89条第2項の規定による手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項に規定する写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。ただし、広域連合長は、特別の理由があると認めるときはその費用を徴収しないことができる。

<解説>

開示請求に係る手数料については、改正法第89条第2項の規定により、その額を条例で定める必要がある。

- 手数料の定義については、「地方公共団体が特定の者に提供する役務の対価として徴収する料金」と認識される。
- 現行条例においては、開示請求に係る手数料は規定せず、写しの交付に係る費用のみ徴収している。
- 現行条例と同様の規定を設けている情報公開条例においても、開示請求に係る手数料は規定せず、写しの交付に係る費用のみ徴収しており、情報公開条例との整合性を図る必要がある。
- 保護委員会作成の「事務対応ガイド6-1-9-1 手数料の額」において、「手数料を徴収しないこととすること（手数料の額を無料とすること。）も可能である。」と示されている。
- 保護委員会作成の「QA（行政機関編）5-7-2 手数料」において、「コピー代や記録媒体の費用等の実費について、開示請求の手数料とは別に徴収することは可能です。」と示されている。

以上から、改正法において条例で定めるとされている開示請求に係る手数料については、現行条例では規定していないことや情報公開条例との整合性を踏まえ、その額を「無料」とし、写しの交付に係る費用のみを別途徴収することとする。なお、写しの交付に係る費用については、規則で定めるものとし、その額は現行条例の規定と同額とするもの。

◆改正個人情報保護法（抜粋）

(手数料)

第八十九条 (略)

2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。

3 前二項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

4～9 (略)

◆福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（抜粋）

(費用の負担)

第25条 第23条第1項に規定する写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に

要する費用を負担しなければならない。ただし、広域連合長は、特別の理由があると認めるときは、その費用を徴収しないことができる。

(施行状況の公表)

第6条 広域連合長は、毎年1回、広域連合における法の施行の状況について公表するものとする。

<解説>

現行の「福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例」及び「福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開条例」において運用状況の公表に関する規定を設けており、改正後の個人情報保護条例においても、情報公開条例との整合を図るため、同様の規定を設けるもの。

なお、改正法では、保護委員会による施行の状況の公表規定があるが、同委員会作成の「QA（行政機関編）8-1-1（委員会による監査等）」において、「地方公共団体が自発的に行う住民向け情報公開として、例えば、年度単位で個人情報保護制度に係る運用状況の公表を行う制度を設けることは妨げられません。」との見解が示されている。

◆改正個人情報保護法（抜粋）

(施行の状況の公表)

第百六十五条 委員会は、行政機関の長等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 委員会は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

◆福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（抜粋）

(運用状況の公表)

第46条 広域連合長は、毎年1回、この条例の運用の状況について公表しなければならない。

◆福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（抜粋）

(運用状況の公表)

第27条 広域連合長は、毎年1回、この条例の運用の状況について公表しなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

<解説>

現行条例と同様に、新条例の施行に関して必要な事項は、規則で定めることができるよう委任規定を設けるもの。

◆改正個人情報保護法（抜粋）

(政令への委任)

第一百七十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

◆福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（抜粋）

(委任)

第47条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(旧条例の廃止)

2 福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年条例第20号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 次に掲げる者に係る旧条例第6条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前項の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

4 この条例の施行の日前に旧条例第12条第1項若しくは第2項、第26条第1項若しくは第2項又は第34条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）の開

示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

- 5 第3項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6号アに規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 6 第3項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 7 第2項の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

### <解説>

第1項は、この条例の施行日を規定するもので、改正法の施行日と同一の令和5年4月1日とするもの。

第2項は、この条例の施行にともない、旧条例を廃止するもの。

第3項は、この条例の施行後も、旧条例に規定する個人情報の取扱いに従事していた者は、その情報の守秘義務等については旧条例の例による旨を規定するもの。

第4項は、この条例の施行前になされた開示、訂正及び利用停止の各請求については、その取扱い等を旧条例の例により行うものとするもの。

第5項及び第6項は、新条例の施行後に旧条例に規定する保有個人情報を不正な目的で漏洩等した場合の罰則規定を設けるもの。

第7項は、旧条例の廃止前の違反行為について、旧条例の廃止後に発覚した場合等に引き続き旧条例での処罰対象とするもの。

（※なお、経過措置にける罰則規定については、現在、検察庁と協議中）

#### ◆福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（抜粋）

##### 第5章 罰則

第48条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第5条第4項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第6号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第49条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第50条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

《保護委員会の条文例》

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）附則第一条第七号に掲げる規定（同法第五十一条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

(旧条例の廃止)

第2条 ○○市個人情報保護条例（平成○○年○○市条例第○○号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第○○条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第○○条に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）又は旧条例第○○条に規定する非識別加工情報等（以下「旧非識別加工情報等」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

一 前条の規定の施行の際現に旧条例第○○条に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報又は旧非識別加工情報等の取扱いに従事していた者

二 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報又は旧非識別加工情報等の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 前条の規定の施行の日（以下「附則第二条施行日」という。）前に旧条例第○○条、第○○条又は第○○条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 附則第二条施行日前に旧条例第○○条の提案がされた場合における旧条例に規定する非識別加工情報の作成及び提供、提案の審査、第三者に対する意見書提出の機会の付与、利用に関する契約の締結及び解除、手数料の納付その他の手続については、なお従前の例による。

4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第○○条に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(案)

福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法等施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）並びに福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例（令和5年条例第\_\_号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、法、政令及び条例で使用する用語の例による。

(個人情報ファイル簿)

第3条 法第75条第1項に規定する個人情報ファイル簿は、様式第1号によるものとする。

(開示請求書)

第4条 法第77条第1項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書（様式第2号）によるものとする。

(開示決定等の通知)

第5条 法第82条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 保有個人情報の全部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書（様式第3号）

(2) 保有個人情報の一部を開示する旨の決定 保有個人情報部分開示決定通知書（様式第4号）

2 法第82条第2項の規定による通知は、保有個人情報不開示決定通知書（様式第5号）又は保有個人情報不存在通知書（様式第6号）により行うものとする。

3 条例第4条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定期間延長通知書（様式第7号）により行うものとする。

4 条例第5条の規定による通知は、保有個人情報開示決定期間特例延長通知書（様式第8号）により行うものとする。

(事案移送通知書等)

第6条 法第85条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、該当各号に定める様式により行うものとする。

(1) 移送をした他の行政機関の長等に対する通知 保有個人情報開示請求事案移送書（様式第9号）

(2) 開示請求者に対する通知 保有個人情報開示請求事案移送通知書（様式第1

0号)

(第三者に対する意見書提出の機会の付与の通知)

第7条 法第86条第1項又は第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示請求に係る意見照会書(様式第11号)により行うものとする。

2 法第86条第3項の規定による通知は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書(様式第12号)により行うものとする。

(保有個人情報の開示)

第8条 広域連合長は、保有個人情報の閲覧又は視聴をする者が、当該保有個人情報が記録された法第60条第1項に定める地方公共団体等行政文書(以下「公文書」という。)を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧又は視聴の中止を命ずることができる。

2 公文書の写しの交付の部数は、請求1件につき1部とする。

3 政令第22条第1項及び第3項の規定は、保有個人情報の開示を受ける者について準用する。

(電磁的記録の開示方法)

第9条 法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、第1号及び第2号に掲げる電磁的記録について、該当各号に定める方法による再生又は複写に支障がある場合で、CD-R、DVD-Rその他電磁的記録媒体に容易に複写できるときは、当該電磁的記録媒体に複写したものを第3号に定める方法により開示することができる。

(1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープに複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープに複写したものの交付

(3) 前2号に該当するものを除くその他の電磁的記録 次に掲げる方法であつて、広域連合長がその保有するプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。)により行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙に出力したものの交付

ウ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴(当該閲覧又は視聴を容易に行うことができるときに限る。)

エ 当該電磁的記録をCD-R、DVD-Rその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付（当該複写したものの交付を容易に行うことができるときに限る。）

（写しの交付に要する費用）

第10条 条例第3条第2項に規定する写しの交付に要する費用は、別表に定める額とする。

2 政令第28条第4項の地方公共団体の規則で定める方法は、郵便切手で納付する方法とする。

3 前2項の費用は、前納しなければならない。

（訂正請求書）

第11条 法第91条第1項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書（様式第13号）によるものとする。

（訂正決定等の通知）

第12条 法第93条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定通知書（様式第14号）により行うものとする。

2 法第93条第2項の規定による通知は、保有個人情報不訂正決定通知書（様式第15号）により行うものとする。

3 法第94条第2項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定期間延長通知書（様式第16号）により行うものとする。

4 法第95条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定期間特例延長通知書（様式第17号）により行うものとする。

（訂正請求事案移送通知書等）

第13号 法第96条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、該当各号に定める様式により行うものとする。

（1） 移送をした他の行政機関の長等に対する通知 保有個人情報訂正請求事案移送書（様式第18号）

（2） 訂正請求者に対する通知 保有個人情報訂正請求事案移送通知書（様式第19号）

（保有個人情報の提供先への通知）

第14条 法第97条の規定による通知は、保有個人情報訂正実施通知書（様式第20号）により行うものとする。

（利用停止請求書）

第15条 法第99条第1項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（様式第21号）によるものとする。

（利用停止決定等の通知）

第16条 法第101条第1項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定通知書（様式第22号）により行うものとする。

2 法第101条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用不停止決定通知書（様式第23号）により行うものとする。

3 法第102条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定期間延長通知書（様式第24号）により行うものとする。

4 法第103条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定期間特例延長通知書（様式第25号）により行うものとする。

（任意代理における委任状）

第17条 法第5章第4節の代理人のうち、本人の委任による代理人に対する委任状況等が分かる書類は、次の各号に掲げる請求の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

（1） 法第76条第2項に規定する開示請求 委任状（（特定）個人情報に係る開示請求用）（様式第26号）

（2） 法第90条第2項に規定する訂正請求 委任状（（特定）個人情報に係る訂正請求用）（様式第27号）

（3） 法第98条第2項に規定する利用停止請求 委任状（（特定）個人情報に係る利用停止請求用）（様式第28号）

（審査会諮問通知書）

第18条 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による通知は、保有個人情報に係る審査会諮問通知書（様式第29号）により行うものとする。

（施行状況の公表）

第19条 条例第7条の規定による施行の状況の公表は、広域連合長において適当と認める方法により行う。

（補則）

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は広域連合長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1

日から施行する。

（旧規則の廃止）

2 福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則（平成19年規則第20号。以下「旧規則」という。）は廃止する。

（経過措置）

3 前項の規定の施行の際現に旧規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

4 第2項の規定の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

別表（第10条関係）

区分	交付する写し	金額
1 文書、図画又は写真	1 複写機により複写したもの（単色刷り）	1枚につき 20円
	2 複写機により複写したもの（多色刷り）	1枚につき 100円
2 マイクロフィルム	用紙に印刷したもの	1枚につき 20円
3 録音テープ又は録音ディスク	録音カセットテープに複写したもの	1巻につき 400円
4 ビデオテープ又はビデオディスク	ビデオカセットテープに複写したもの	1巻につき 460円
5 電磁的記録（3の項及び4の項に該当するものを除く。）	1 用紙に出力したもの	1枚につき 20円
	2 フロッピーディスクに複写したもの	1枚につき 80円
	3 CD-Rに複写したもの	1枚につき 200円
	4 その他の電磁的記録媒体に複写したもの	当該写しの作成に要する費用に相当する額
6 その他の公文書	当該公文書の性質に応じ作成した写し	当該写しの作成に要する費用に相当する額

備考 1の項、2の項又は5の項の1においては、日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙を用いる。両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として算定する。

※規則に規定する様式は、作成まで至っていない。

個人情報保護委員会の標準様式や福岡県の様式を参考に、法に定める記載事項を満たすよう留意しながら、改正法の施行までに作成する。

## 福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法等施行細則

## (趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）並びに福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例（令和5年条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## &lt;解説&gt;

本規則の目的、定める事項の根拠となる法令等を明確にするもの。

なお、国が定める「個人情報の保護に関する法律施行規則」との混同を避けるため、本規則の題名は「細則」と表記するもの。

## (定義)

第2条 この規則で使用する用語は、法、政令及び条例で使用する用語の例による。

## &lt;解説&gt;

この規則で使用する用語の定義について、法、政令及び条例で使用する用語の例による旨を定めるもの。

## (個人情報ファイル簿)

第3条 法第75条第1項に規定する個人情報ファイル簿は、様式第1号によるものとする。

## &lt;解説&gt;

個人情報ファイル簿について、その様式を定めるもの。

## (開示請求書)

第4条 法第77条第1項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書（様式第2号）によるものとする。

## &lt;解説&gt;

開示の請求に係る書面について、その様式を定めるもの。

(開示決定等の通知)

第5条 法第82条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 保有個人情報の全部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書(様式第3号)

(2) 保有個人情報の一部を開示する旨の決定 保有個人情報部分開示決定通知書(様式第4号)

2 法第82条第2項の規定による通知は、保有個人情報不開示決定通知書(様式第5号)又は保有個人情報不存在通知書(様式第6号)により行うものとする。

3 条例第4条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定期間延長通知書(様式第7号)により行うものとする。

4 条例第5条の規定による通知は、保有個人情報開示決定期間特例延長通知書(様式第8号)により行うものとする。

<解説>

開示の決定等に係る各通知について、その様式を定めるもの。

(事案移送通知書等)

第6条 法第85条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、該当各号に定める様式により行うものとする。

(1) 移送をした他の行政機関の長等に対する通知 保有個人情報開示請求事案移送書(様式第9号)

(2) 開示請求者に対する通知 保有個人情報開示請求事案移送通知書(様式第10号)

<解説>

事案の移送に係る各通知について、その様式を定めるもの。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与の通知)

第7条 法第86条第1項又は第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示請求に係る意見照会書(様式第11号)により行うものとする。

2 法第86条第3項の規定による通知は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書(様式第12号)により行うものとする。

<解説>

第三者に対する意見書提出に係る各通知について、その様式を定めるもの。

(保有個人情報の開示)

第8条 広域連合長は、保有個人情報の閲覧又は視聴をする者が、当該保有個人情報が記録された法第60条第1項に定める地方公共団体等行政文書（以下「公文書」という。）を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧又は視聴の中止を命ずることができる。

2 公文書の写しの交付の部数は、請求1件につき1部とする。

3 政令第22条第1項及び第3項の規定は、保有個人情報の開示を受ける者について準用する。

<解説>

情報公開条例施行規則と同様に、保有個人情報が記録された公文書の開示において、開示を受ける者がその公文書を改ざん、汚損等するおそれがある際に、開示の中止を命ずることができる規定を定めるもの。

また、写しの交付部数、本人確認の方法について定めるもの。

◆福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則（抜粋）

(公文書の開示)

第10条 広域連合長は、公文書の閲覧又は視聴をする者が、当該公文書を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧又は視聴の中止を命ずることができる。

2 公文書の写しの交付の部数は、請求1件につき1部とする。

(電磁的記録の開示方法)

第9条 法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、第1号及び第2号に掲げる電磁的記録について、該当各号に定める方法による再生又は複写に支障がある場合で、CD-R、DVD-Rその他電磁的記録媒体に容易に複写できるときは、当該電磁的記録媒体に複写したものを第3号に定める方法により開示することができる。

(1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープに複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープに複写したものの交付

(3) 前2号に該当するものを除くその他の電磁的記録 次に掲げる方法であって、広域連合長がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果

を得ることができるように組み合わせられたものをいう。)により行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を日本産業規格 A 列 3 番以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を日本産業規格 A 列 3 番以下の大きさの用紙に出力したものの交付

ウ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴（当該閲覧又は視聴を容易に行うことができるときに限る。）

エ 当該電磁的記録を CD-R、DVD-R その他の電磁的記録媒体に複写したものの交付（当該複写したものの交付を容易に行うことができるときに限る。）

### <解説>

改正法第 8 7 条第 1 項に規定する行政機関等が定める電磁的記録の閲覧の方法について、情報公開条例施行規則と同様の規定を定めるもの。

#### ◆改正個人情報保護法（抜粋）

（開示の実施）

第八十七条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、行政機関の長等は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

#### ◆福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（抜粋）（下線部分は改正案）

（電磁的記録の開示方法）

第 9 条 条例第 1 6 条第 2 項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、第 1 号及び第 2 号に掲げる電磁的記録について、該当各号に定める方法による再生又は複写に支障がある場合で、CD-R、DVD-R その他電磁的記録媒体に容易に複写できるときは、当該電磁的記録媒体に複写したものを第 3 号に定める方法により開示することができる。

(1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープに複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープに複製したものの交付

(3) 前2号に該当するものを除くその他の電磁的記録 次に掲げる方法であつて、広域連合長がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であつて、1の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙に出力したものの交付

ウ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴（当該閲覧又は視聴を容易に行うことができるときに限る。）

エ 当該電磁的記録をCD-R、DVD-Rその他の電磁的記録媒体に複製したものの交付（当該複製したものの交付を容易に行うことができるときに限る。）

#### （写しの交付に要する費用）

第10条 条例第3条第2項に規定する写しの交付に要する費用は、別表に定める額とする。

2 政令第28条第4項の地方公共団体の規則で定める方法は、郵便切手で納付する方法とする。

3 前2項の費用は、前納しなければならない。

#### <解説>

第1項では、新条例第3条第2項で規定する写しの交付に要する費用について、具体的な額を別表において定める旨規定するものであり、その別表における額は旧条例及び情報公開条例と同額とする。

また、第2項では政令第28条第4項で規定する地方公共団体が定めるとされる送付に要する費用の納付方法については、郵便切手で納付する方法とすることを定めるもの。

第3項では、前2項のそれぞれの費用について前納とする旨を定めるもの。

#### ◆改正個人情報保護法施行令（抜粋）

（写しの送付の求め）

第二十八条 （略）

2・3 (略)

4 地方公共団体の機関の開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、当該地方公共団体の規則で定める方法により納付しなければならない。

(訂正請求書)

第11条 法第91条第1項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(様式第13号)によるものとする。

(訂正決定等の通知)

第12条 法第93条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定通知書(様式第14号)により行うものとする。

2 法第93条第2項の規定による通知は、保有個人情報不訂正決定通知書(様式第15号)により行うものとする。

3 法第94条第2項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定期間延長通知書(様式第16号)により行うものとする。

4 法第95条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定期間特例延長通知書(様式第17号)により行うものとする。

(訂正請求事案移送通知書等)

第13号 法第96条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、該当各号に定める様式により行うものとする。

(1) 移送をした他の行政機関の長等に対する通知 保有個人情報訂正請求事案移送書(様式第18号)

(2) 訂正請求者に対する通知 保有個人情報訂正請求事案移送通知書(様式第19号)

<解説>

訂正の請求に係る書面、訂正の決定等及び事案の移送に係る各通知について、その様式を定めるもの。

(保有個人情報の提供先への通知)

第14条 法第97条の規定による通知は、保有個人情報訂正実施通知書(様式第20号)により行うものとする。

### <解説>

訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした際の、当該保有個人情報の提供先に対する通知について、その様式を定めるもの。

#### (利用停止請求書)

第15条 法第99条第1項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（様式第21号）によるものとする。

#### (利用停止決定等の通知)

第16条 法第101条第1項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定通知書（様式第22号）により行うものとする。

2 法第101条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用不停止決定通知書（様式第23号）により行うものとする。

3 法第102条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定期間延長通知書（様式第24号）により行うものとする。

4 法第103条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定期間特例延長通知書（様式第25号）により行うものとする。

### <解説>

利用停止の請求に係る書面及び利用停止の決定等に係る各通知について、その様式を定めるもの。

#### (任意代理における委任状)

第17条 法第5章第4節の代理人のうち、本人の委任による代理人に対する委任状況等が分かる書類は、次の各号に掲げる請求の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 法第76条第2項に規定する開示請求 委任状（（特定）個人情報に係る開示請求用）（様式第26号）

(2) 法第90条第2項に規定する訂正請求 委任状（（特定）個人情報に係る訂正請求用）（様式第27号）

(3) 法第98条第2項に規定する利用停止請求 委任状（（特定）個人情報に係る利用停止請求用）（様式第28号）

### <解説>

任意代理における委任状について、その様式を定めるもの。

(審査会諮問通知書)

第18条 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による通知は、保有個人情報に係る審査会諮問通知書(様式第29号)により行うものとする。

<解説>

審査請求について情報公開・個人情報保護審査会に諮問した際の、審査請求者等に対する通知について、その様式を定めるもの。

(施行状況の公表)

第19条 条例第7条の規定による施行の状況の公表は、広域連合長において適当と認める方法により行う。

<解説>

施行状況の公表の方法について、情報公開条例施行規則と同様の規定を定めるもの。

◆福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則(抜粋)

(施行状況の公表)

第14条 条例第27条の規定による施行の状況の公表は、広域連合長において適当と認める方法により行う。

(補則)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は広域連合長が別に定める。

<解説>

情報公開条例施行規則と同様に、規則の運用に必要な事項を広域連合長が別に定めることができる規定を設けるもの。

◆福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則(抜粋)

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(旧規則の廃止)

2 福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則（平成19年規則第20号。以下「旧規則」という。）は廃止する。

(経過措置)

3 前項の規定の施行の際現に旧規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

4 第2項の規定の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

<解説>

第1項は、この規則の施行日を規定するもので、改正法の施行日と同一の令和5年4月1日とするもの。

第2項は、この規則の施行にともない、旧規則を廃止するもの。

第3項は、この規則の施行前に提出された申請書等については、旧規則の規定により行うものとするもの。

第4項は、この規則の施行前に旧規則の規定により作成された各様式については、当分の間修正して使用できるものとするもの。

別表（第10条関係）

区分	交付する写し	金額
1 文書、図画又は写真	1 複写機により複写したもの（単色刷り）	1枚につき 20円
	2 複写機により複写したもの（多色刷り）	1枚につき 100円
2 マイクロフィルム	用紙に印刷したもの	1枚につき 20円
3 録音テープ又は録音ディスク	録音カセットテープに複写したもの	1巻につき 400円
4 ビデオテープ又はビデオディスク	ビデオカセットテープに複写したもの	1巻につき 460円
5 電磁的記録（3の項及び4の項に該当するものを除く。）	1 用紙に出力したもの	1枚につき 20円
	2 フロッピーディスクに複写したもの	1枚につき 80円

	3 CD-Rに複写したものの	1枚につき 200円
	4 その他の電磁的記録媒体に複写したもの	当該写しの作成に要する費用に相当する額
6 その他の公文書	当該公文書の性質に応じ作成した写し	当該写しの作成に要する費用に相当する額

備考 1の項、2の項又は5の項の1においては、日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙を用いる。両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として算定する。

#### <解説>

別表に定める複写の交付に要する費用の区分、金額等については、旧規則及び情報公開条例施行規則に定める同一の費用に合わせるもの。

(案)

## 福岡県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 個人情報等の取扱い（第4条—第16条）
- 第3章 個人情報ファイル（第17条）
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
  - 第1節 開示（第18条—第30条）
  - 第2節 訂正（第31条—第37条）
  - 第3節 利用停止（第38条—第43条）
  - 第4節 審査請求（第44条—第46条）
- 第5章 雑則（第47条—第52条）
- 第6章 罰則（第53条—第57条）

## 附則

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この条例は、福岡県後期高齢者医療広域連合議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

- (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- 3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務を処理する職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年条例第19号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2号に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。
- 5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
- (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む)。
- (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む)。
- 9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- 11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。
- 12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)別表第1に掲げる法人をいう。
- 13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

(議会の責務)

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

## 第2章 個人情報等の取扱い

(個人情報の保有の制限等)

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令(条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。)の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第5条 議会は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産

その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いにおいて準用する。

(従事者の義務)

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第53条において同じ。)若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

(2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情

報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(3) 広域連合長、選挙管理委員会、監査委員、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を特定の職員に限るものとする。

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、 利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供して はならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又 は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の 保護のために必要がある 場合であって、本人の同意 があり、又は本人の同意を 得ることが困難であるとき

第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
第38条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合(当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。)において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。以下この条及び第49条において同じ。)を第三者(当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。)に提供してはならない。

2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- 2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

### 第3章 個人情報ファイル

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第2号において「記録範囲」という。）
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」

という。)の収集方法

- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- (9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル

キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

#### 第4章 開示、訂正及び利用停止

##### 第1節 開示

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。

（開示請求の手続）

第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

（1） 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

（2） 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第20条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

（1） 開示請求者（第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

（2） 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると

認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第4条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそ

れ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ  
カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第25条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合におい

て、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第26条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から30日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行うれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

2 前条の規定による開示決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第45条第2項第3号及び第46条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定(以下「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書(第45条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があつた日から30日以内にならなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(費用の負担)

第30条 第28条第1項に規定する写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。ただし、議長は、特別な理由があると認めるときは、その費用を徴収しないことができる。

## 第2節 訂正

(訂正請求権)

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(訂正請求の手続)

第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「訂正請求書」という。)を議長に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下この章において「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第33条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第35条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
  - (2) 訂正決定等をする期限
- 2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。
- (保有個人情報の提供先への通知)
- 第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

### 第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思量するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
  - (2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止
- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。
- 3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならない。

(利用停止請求の手續)

第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
  - (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
  - (3) 利用停止請求の趣旨及び理由
- 2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定め

て、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第40条 議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第42条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

#### 第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のい

ずれかに該当する場合を除き、福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
  - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
  - (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
  - (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合
- 2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人という。以下この項及び次条第2号において同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）  
（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

#### 第5章 雑則

（適用除外）

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報提供等）

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

第49条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(審査会への諮問)

第50条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

(施行の状況の公表)

第51条 議長は、毎年1回、この条例の施行の状況について公表するものとする。

(委任)

第52条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

## 第6章 罰則

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 前3条の規定は、広域連合の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第57条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

## 付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。